

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・ ・	法人名	
------	-------------	-----	--

別表十一(一) 令八・四・一以後終了事業年度分

債 務 者	住所又は所在地	1						計
	氏名又は名称 (外国政府等の別)	2	()	()	()	()		
個 別 評 価 の 事 由		3	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当		
同 上 の 発 生 時 期		4	・	・	・	・		
当 期 繰 入 額		5	円	円	円	円	円	
繰 入 限 度 の 計 算 額	個別評価金銭債権の額	6						
	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7						
	(6)のうち担保権の実行による取立て等の見込額	8						
	(6)のうち取立て等による見込額 他の者の保証による取立て等の見込額	9						
	(6)のうち取立て等による見込額 その他による取立て等の見込額	10						
	(8) + (9) + (10)	11						
	(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	12						
	(6) - (7) - (11) - (12)	13						
	令第96条第1項第1号該当 (13)	14						円
	令第96条第1項第2号該当 (13)	15						
	令第96条第1項第3号該当 (13) × 50 %	16						
令第96条第1項第4号該当 (13) × 50 %	17							
繰 入 限 度 超 過 額	(5) - ((14)、(15)、(16)又は(17))	18						
貸 倒 実 績 率 の 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 の 明 細 等 額 の	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 (6)の個別評価金銭債権が売掛債権等 である場合の(5)と((14)、(15)、(16) 又は(17))のうち少ない金額)	19						
	前期の個別評価金銭債権の額 (前期の(6))	20						
	(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合 の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額 (前期の(19))	21						
	(21)に係る売掛債権等が当期において貸倒 れとなった場合のその貸倒れとなった金額	22						
	(21)に係る売掛債権等が当期においても個別評 価の対象となった場合のその対象となった金額	23						
(22)又は(23)に金額の記載 がある場合の(21)の金額	24							